

**確定給付企業年金（規約型）
事業運営・事務執行点検シート**

東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課

平成26年4月

目次

1. 適用状況等	1
2. 加入者に関する事項	2
3. 給付に関する事項	4
4. 掛金に関する事項	5
5. 財務及び会計に関する事項	6
6. 業務概況の周知状況	7
7. 資産運用に関する事項	8
8. 個人情報の保護に関する事項	9

事業運営・事務執行点検シートについて

- (1) この点検シートの各頁は、監査を実施する際に送付する「確定給付企業年金監査資料（規約型）」の項目に合わせて作成しています。
(平成25年度末時点)
- (2) この点検シートは、法令上の全てを網羅したものではありません。
- (3) 点検シートに掲載されていない事項についても、法令、通知、規約、諸規程等を遵守し、適正効率的な事業運営及び事務執行を行ってください。
- (4) この点検シートにて、少なくとも年に1回の点検実施をお願いします。
- (5) この点検シートは、平成26年1月1日現在の法令に基づき作成しています。

【参照条文】

- 法…確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)
令…確定給付企業年金法施行令(平成13年政令第424号)
規則…確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)

【参照通知等】

- 法令解釈…通知「確定給付企業年金制度について」の別紙「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」
承認認可基準…通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の別紙1「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準」
事業運営基準…通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の別紙2「確定給付企業年金の事業運営基準」
加入者原簿の記録等の取扱い通知…通知「確定給付企業年金における加入者原簿の記録の適正な管理等について」
通算措置に係る事務取扱準則…通知「企業年金等の通算に係る事務取扱準則について」の別紙「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則」
ガイドライン…通知「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」の別添「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」
個人情報の取扱い準則…通知「企業年金等に関する個人情報の取扱いについて」の別紙「企業年金等に関する個人情報の取扱い準則」

1. 適用状況等

自 己 点 検 項 目		判 定
<p>1 実施事業所 ◇実施事業所の増減等の変更があった場合は、規約変更承認申請（届出）の手続きが行われているか。 （法第6条第1項、規則第8条（法第7条第1項、規則第9条））</p>		□ 適・否 □
<p>2 その他 ◇規約の現況及び変遷を常に明確にしているか。（事業運営基準1（⑧））</p>		□ 適・否 □
自 己 点 検 結 果		
否の項目	否の要因	改善策

2. 加入者に関する事項

	自 己 点 検 項 目	判 定
1	加入者の範囲等	
	<p>◇加入者とするについて、一定の資格を規約で定めている場合は、加入者の規定又は除外者の規定が労働協約等から正確に引用されているか。 (令第25条第2項、法令解釈第一の一)</p> <p>◇加入者期間は、規約に定められた方法で算出されているか。(令第28条、令第21条・第22条、法令解釈第一の一)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>
2	加入者原簿	
	◇次に掲げる事項を記載した加入員原簿を、事務所に備え付けて置いているか。(令第20条第1項、規則第21条、事業運営基準1.⑦)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
	ア 加入者の氏名、性別及び生年月日	有 ・ 無
	イ 加入者の資格の取得及び喪失の年月日	有 ・ 無
	ウ 使用されている実施事業所の名称	有 ・ 無
	エ 基礎年金番号	有 ・ 無
	オ その他給付の額の算定に関し必要な事項	有 ・ 無
	◇資格取得日は、資格取得届等に基づき適正に記載されているか。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
	◇資格喪失日は、資格取得届等に基づき適正に記載されているか。	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
	◇加入者等から、原簿の閲覧請求又は原簿に記載された事項の照会があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧させ又は回答を行っているか。 (令第20条第2項)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
◇事業主は、定期的に、管理している記録（加入履歴等）及び将来の給付に関する必要な情報（加入実績に応じた年金見込額等）を分かりやすい形で、加入者等に通知するよう努めているか。（加入者原簿の記録等の取扱い通知3）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
3	加入者への説明	
	◇加入者が資格を喪失したときは、次に掲げる事項を説明をしているか。 (令第50条の4第1項、規則第89条の5第1項、通算措置に係る事務取扱準則第2-1(1))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
	ア 移換申出期限	有 ・ 無
	イ 脱退一時金相当額及びその算定の基礎となった期間	有 ・ 無
	ウ 資格喪失者の有する選択肢	有 ・ 無
	エ 企業年金連合会及び国民年金基金連合会の制度の概要、手数料及び連絡先	有 ・ 無
	オ 退職に伴う資格喪失者が脱退一時金の受給を選択する場合は、退職所得の取扱いとなり退職所得控除が適用されること	有 ・ 無
	カ その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項	有 ・ 無

◇加入者の資格を取得した者が、脱退一時金相当額を移換することができるものであるときは、次に掲げる事項を説明をしているか。（令第50条の4第2項、規則第89条の5第2項、通算措置に係る事務取扱準則第2-2(1)）

□ 適・否 □

ア 給付に関する事項（予想年金額(モデル年金額でも可)を含む)

有 ・ 無

イ 脱退一時金相当額等の移換申出期限及び申出の手続

有 ・ 無

ウ 老齢年金給付の額の算定の基礎として用いる期間又は加入者期間に算入する期間及びその算定方法

有 ・ 無

エ 加入者期間が1年未満であるものについては脱退一時金相当額等の算定の基礎となった期間を通算しない旨を規約に定めている場合にあっては、その旨及びその概要

有 ・ 無

オ 本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、確定給付企業年金から脱退一時金相当額又は積立金を移換した場合は、給付時に課税されること

有 ・ 無

カ 制度の変更を検討している場合であってその変更内容等を加入員等に説明している場合は、それと同様の内容

有 ・ 無

キ その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項

有 ・ 無

自 己 点 検 結 果

否の項目	否の要因	改善策

3. 給付に関する事項

自 己 点 検 項 目		判 定
1	裁定の請求 ◇給付の裁定の請求書が提出された際には、規約に定められた必要書類等を添付させているか。（法第30条第1項、規則第33条）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
	2 裁定請求の勧奨 ◇規約で定める受給権を取得する前に、裁定請求の勧奨を行っているか。 （確定給付企業年金における加入者原簿の適正な管理等について）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
	◇未請求者に対して、再度裁定請求の勧奨を行っているか。（確定給付企業年金における加入者原簿の適正な管理等について） ◇住所不明により裁定請求の勧奨が困難である場合に、国の保有する住所情報の提供若しくは市区町村に対し住民票の写しの交付を求める等の方法で、住所の把握を行っているか。（国の保有する住所情報の確定給付企業年金への提供について、確定給付企業年金における加入者原簿の適正な管理等について）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
自 己 点 検 結 果		
否の項目	否の要因	改善策

4. 掛金に関する事項

自 己 点 検 項 目		判 定
<p>1 掛金</p> <p>◇法令に基づき規約に定められた掛金を、事業主から年1回以上、定期的に拠出させているか。(法第55条第1項)</p> <p>◇掛金の加入者負担がある場合、加入者から掛金の負担に関する同意を得ているか。(法第55条第2項、令第35条第2号、規則第37条、法令解釈第四の一)</p> <p>◇掛金の額は、規約の定めにより、特定の者につき不当に差別的なものでなく、適正かつ合理的な方法で算定されているか。(法第55条第3項・第4項、規則第38条)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	
<p>2 掛金の納付</p> <p>◇掛金は、規約に定められた納付期限までに資産運用管理機関に納付されているか。(法第56条第1項)</p> <p>◇実施事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することになるときは、当該増加する額に相当する額として規約の定めにより算定した額を、掛金として一括して拠出させているか。(法第78条第3項)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	
<p>3 財政再計算</p> <p>◇給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、法令に定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるよう掛金の額を再計算しているか。(法第58条・第62条、規則第50条～第52条・第56条・第57条)</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p>	

自 己 点 検 結 果

否の項目	否の要因	改善策

5. 財務及び会計に関する事項

自 己 点 検 項 目		判 定
1	経理の原則	
	◇事業主は、その事業の財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しているか。（規則第110条第1項）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
	◇給付に関する取引を年金経理として経理しているか。（規則第110条第2項）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
	◇資産勘定、負債勘定、基本金勘定、費用勘定及び収益勘定を設けて取引を経理しているか。（規則第110条第6項）	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
自 己 点 検 結 果		
否の項目	否の要因	改善策

6. 業務概況の周知状況

自 己 点 検 項 目		判 定
1	加入者等への周知	
	◇確定給付企業年金に係る業務の概況について、毎事業年度1回以上、次に掲げる事項を加入者に周知しているか。(法第73条第1項、規則第87条第1項、ガイドライン六(3))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>
	ア 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計	有 ・ 無
	イ 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数	有 ・ 無
	ウ 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況	有 ・ 無
	エ 事業主が資産運用管理機関に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況	有 ・ 無
	オ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況	有 ・ 無
	カ 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況	有 ・ 無
	キ 基本方針の概要	有 ・ 無
	ク その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項	有 ・ 無
◇周知事項を加入者に周知させる場合には、規約に定められた次のいずれかの方法により行われているか。(法第73条第1項、規則第87条第2項、ガイドライン六-(3))	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
ア 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法		
イ 書面を加入者に交付する方法		
ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法		
エ その他周知が確実に行われる方法		
◇受給者及び受給待期者に対して、業務の概況を周知するよう努めているか。(法第73条第2項、規則第87条第3項)	<input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/>	
自 己 点 検 結 果		
否の項目	否の要因	改善策

7. 資産運用に関する事項

自 己 点 検 項 目		判 定
1	運用の基本方針 (策定) ◇事業主の個別事情に応じて、自らの判断の下に、運用の基本方針を策定しているか。(令第45条第1項、ガイドライン三(4)) (※加入者数300人未満かつ運用資産額3億円未満の事業主を除く)	□ 適・否 □
	(内容) ◇運用の基本方針には、次の事項を漏れなく記載しているか。(令第45条第1項、規則第83条、法令解釈第六の一、ガイドライン三(4)) <ul style="list-style-type: none"> ア 運用の目的 イ 運用目標 ウ 資産構成に関する事項 エ 運用受託機関の選任に関する事項 オ 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項 カ 運用受託機関の評価に関する事項 キ 運用業務に関し遵守すべき事項 ク その他運用業務に関し必要な事項 	□ 適・否 □ 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無
	(見直し) ◇運用の基本方針は、確定給付企業年金の状況や環境の変化に応じ、その前提条件との整合性を確認し、定期的に見直しをしているか。(ガイドライン三(4))	□ 適・否 □
2	運用指針 ◇運用の基本方針と整合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しているか。(令第45条第3項、規則第83条第4項、法令解釈第六の二、ガイドライン三(5)②)	□ 適・否 □
自 己 点 検 結 果		
否の項目	否の要因	改善策

8. 個人情報の保護に関する事項

自 己 点 検 項 目		判 定	
<p>1 個人情報の管理</p> <p>◇個人情報の保管・使用に当たっては、確定給付企業年金の実施に係る業務の遂行の目的のみに保管・使用しているか。（事業運営基準1.①）</p> <p>◇個人情報の保護に関する規程を設けているか。</p> <p>◇利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱い及び個人データの第三者への提供に関する本人の同意を得るに当たっては、当該本人に個人情報の利用目的を通知もしくは公表した上で、口頭・書面等により承諾する意思表示を行わせているか。（個人情報の取扱い準則第3）</p> <p>◇個人データを取り扱う職員は、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用していないか。また、その業務に係る職を退いた後も同様としているか。（個人情報の取扱い準則第4-3）</p> <p>◇個人データの取扱いの管理に必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから、個人データ管理責任者を選任しているか。（個人情報の取扱い準則第4-4）</p> <p>◇個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う職員に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるために必要な教育及び研修を実施しているか。（個人情報の取扱い準則第4-5）</p> <p>2 委託先に対する個人情報の管理</p> <p>◇個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けているか。（個人情報の取扱い準則第5-1）</p> <p>◇委託先が講ずべき次に掲げる措置の内容を、委託契約書に明記しているか。（個人情報の取扱い準則第5-2）</p> <p>ア 委託契約期間等</p> <p>イ 利用目的達成後の個人データの取扱い</p> <p>ウ 委託先における個人データの改ざん等の禁止又は規制</p> <p>エ 委託先における個人データの複写又は複製の禁止</p> <p>オ 委託先における個人データの漏洩等の事故が発生した場合の、委託先への報告義務及び委託先の責任の明確化</p>	<p><input type="checkbox"/> 適・否 <input type="checkbox"/></p> <p>有 ・ 無</p>		
	自 己 点 検 結 果		
	否の項目	否の要因	改善策